合理的配慮に関する相談窓口があります

学生相談支援委員会

合理的配慮とは?

心身に障がいがある学生が、他の学生と等しい条件の下で、平等に学ぶ機会を持てるように配慮すること

Point:

本人からの「意思の表明」があり、

<u>「負担が過重でない」</u>ときは合理的配慮を提供 しなければならないことが定められています。

*申請には、障がいについての証明やこれまでの配慮・支援の実施状況等を示すものが必要です。

出来ること・できないこと

過重な負担とはどんなこと?

- 1. 教育及び研究、その他大学が行う活動への影響がある場合
- 2. 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約, 人的・体制上の制約)
- 3. 費用・負担の程度や大学の財務状況 などが挙げられています。
 - *一緒に学ぶために行う環境調整であり、特別扱いすることではありません。

わからないことや不安なことがあれば、 総合相談窓口につなげてもらいましょう。



自分で 申し出てね

相談から支援までのおおまかな流れ

本人から各担任・保健室・学務室等へ 合理的配慮の希望があることを伝える



総合相談窓口担当者と学生の面談

- ・希望する支援内容の確認やこれまでの状況の聞き取り
- ・証明や必要事項の確認を行う



検討会議

・学生本人が希望する支援内容と提案をもとに 相談窓口担当者と授業担当者との協議・調整 各コースの 学生相談支援 委員会の先生 方が,窓口担 当です。直接 申し込みをし てもOK!

学生・窓口担当者で決定事項の確認・調整



具体的な支援の実施

